

令和3年度 農林水産研究推進事業委託プロジェクト研究
AI等の活用による利水と治水に対応した
農業水利施設の遠隔監視・自動制御システムの開発
Q&A：個別課題部分（令和3年2月10日時点）

問1

土地改良区は、「農林漁業者等」、「普及・実用化支援組織」のいずれに該当するか。もしくは両方に該当するのか。また、コンソーシアム内で、一つの土地改良区が両方を担当することは可能か。

答 本課題において、土地改良区は「農林漁業者等」に含めることとしており（応募要領別紙1-5<留意事項>3ポツ目参照）、また、以下の能力・体制を有すれば「普及・実用化支援組織」に該当し、コンソーシアム内で1つの土地改良区が「農林漁業者」と「実用化支援組織」の両方を担当することも可能です。

【普及・実用化支援組織に求める能力・体制】

（応募要領Ⅳ-1-（1）-ア-b-⑤抜粋）

- A 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制
- B 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制

（応募要領Ⅳ-1-（2）抜粋）

- C 開発される技術等を生産現場等へ導入・普及させるための能力・体制
 - D 研究又は関係機関それぞれと生産現場等との相互調整を円滑に実施できる能力・体制
 - E 普及に向けた課題解決に必要な助言・指導等ができる能力・体制
- なお、生産現場等における実証試験を普及・実用化支援組織が担う場合は、以下の要件を追加します。
- F 実証試験におけるデータの収集及び得られた知見をコンソーシアムにフィードバックできる能力・体制